

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月20日
【発行者名】	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 幸次
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【事務連絡者氏名】	太田 裕之
【電話番号】	03 - 4530 - 7093
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ステートストリート・ゴールドファンド （為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成26年11月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の一部に訂正すべき事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当事項を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として金現物拋出型上場外国信託「^{スパイダー}SPDR® ゴールド・シェア¹」への投資を行うと共に、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格（1トロイオンス当たりノ米ドルベース）²」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

¹ 正式名称は、「^{スパイダー}SPDR® Gold Shares」といい、「SPDR® ゴールド・トラスト（正式名称：SPDR® Gold Trust）」の受益権を表章しています。

² 正式名称は、「London PM Fix」といい、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド（The London Gold Market Fixing Ltd.）が、午後決め値として公表する、1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格です。

<略>

<略>

<略>

〈ファンドの目的〉

当ファンドは、主として金現物拠出型上場外国信託「SPDR^{スバイダー}® ゴールド・シェア」への投資を行うと共に、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

〈ファンドの特色〉

1 金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

- ▶ 金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」^{※1}の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託「SPDR^{スバイダー}® ゴールド・シェア」^{※2}を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

※1 正式名称は、「London PM Fix」といい、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(The London Gold Market Fixing Ltd.)が、午後決め値として公表する、1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格です。

※2 正式名称は、「SPDR^{スバイダー}® Gold Shares」といい、「SPDR^{スバイダー}® ゴールド・トラスト(正式名称: SPDR^{スバイダー}® Gold Trust)」の受益権を表章しています。

- ▶ 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」にも投資を行います。

2 金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクを極力低減します。

- ▶ 金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルに対して原則として為替ヘッジ^{*}を行います。そのため為替変動による影響(為替リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

*為替ヘッジとは

外貨建て資産を組み入れた際に為替変動リスクを低減するため行う手法です。通常は先渡し契約により外貨売り/日本円買いを行います。またヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

- ▶ 金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行いますので、当ファンドは、「ロンドン午後金値決め（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベース^{※3}を参考指数とします。

※3 「ロンドン午後金値決め（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースは、ロンドン午後金値決め（1トロイオンス当たり/米ドルベース）について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ指数化したものです。

●ファンドの運用の仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者からの資金をまとめて、複数のファンド(マザーファンドを含む)に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、投資しているファンドの損益はすべて当ファンドに還元されます。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格(1 トロイオンス当たり/米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	2004年11月12日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellonの一部門であるBNY・ Mellon・アセット・サービシング (BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)
マーケティングエージェント	ステート・ストリート・グローバル・マーケットズ・エルエルシー (State Street Global Markets, LLC)
カストディアン	HSBC 銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)

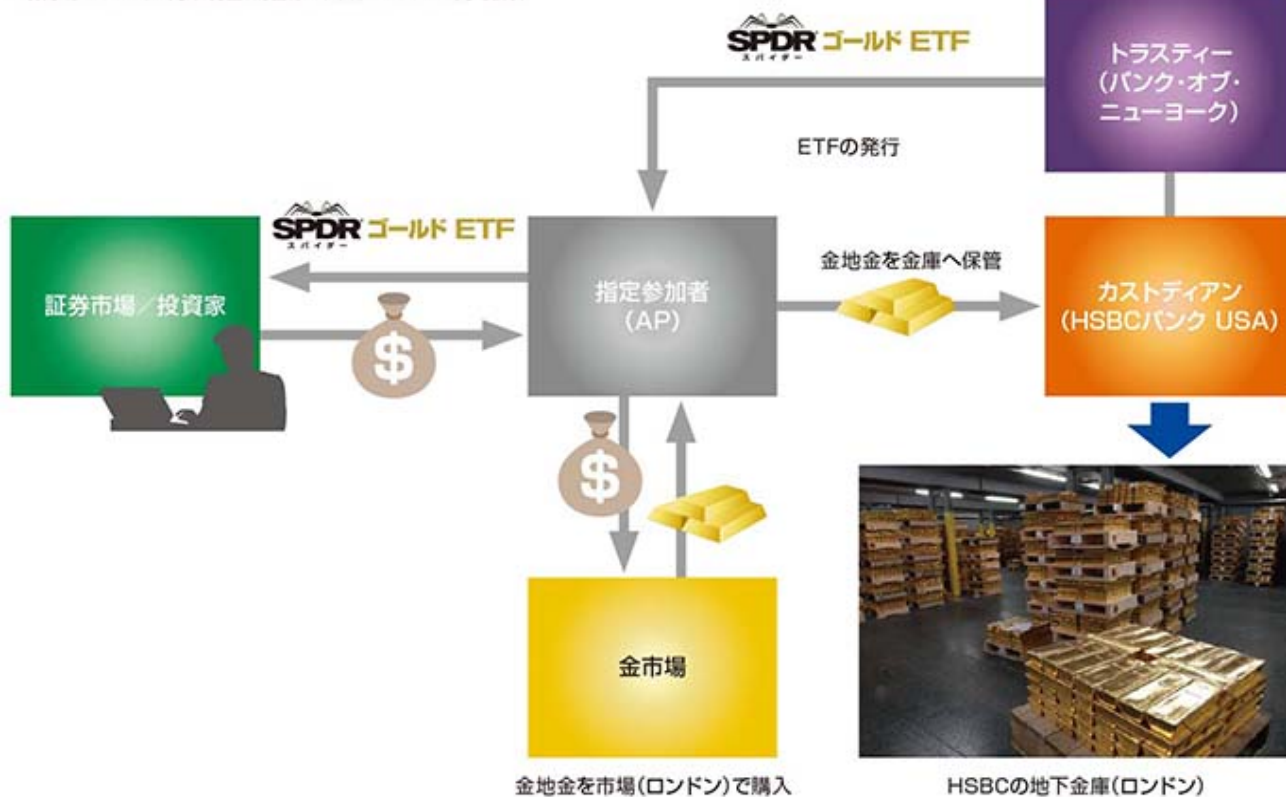
●SPDR® ゴールド・シェアの仕組み

効率的な金現物への投資を行います。

世界最大の金ETF

- ETFが保有する金現物は約770トン
- 純資産総額は約300億ドル(約3.3兆円)
- 世界各国の証券取引所における取引量は、約460~1,400億円(一日当たり)。
- 金地金はロンドンで特定保管(他の金地金と分離してETF専用保管)

※数字は2014年9月末現在、為替は1米ドル=109.45円で計算



〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉**親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」**

【参考】商品分類	親投資信託／国内／債券
運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。
決算日	毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)
収益分配方針	収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
設定日	2009年7月21日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※投資対象とする外国信託および親投資信託の詳細な内容は投資信託説明書(請求目録見書)をご確認ください。

●主な投資制限

- 1 金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」およびステート・ストリート短期国債マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2 株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

●収益分配方針

毎決算時(8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

●金投資の魅力

紀元前の昔から金は、見た目の美しさを超えた価値を持つ物質として、富の象徴とされてきました。21世紀の現代、金は投資対象として重要視されています。それは、長い時間を経ても変わらない価値が、先行きの見えない経済状況下での投資家の運用ポートフォリオに**バランス**と**分散効果**をもたらすことが期待されているからです。

〈金の持つ様々な特性〉

1

「安全資産」として市場から認知

金は、株式や債券などと異なり、倒産や債務不履行などのリスクはありません。米国債や日本国債でも債務不履行となる可能性はゼロではありません。金融危機などの市場不安が高まる時期においては、投資資金の逃避先として金に資金が向かう傾向もあります。

2

インフレ対応資産

金は実物資産であり、特に欧州など過去に高いインフレを経験した地域では、「**現在価値の貯蔵手段**」として古くから、インフレ対策の資産として保有されています。

3

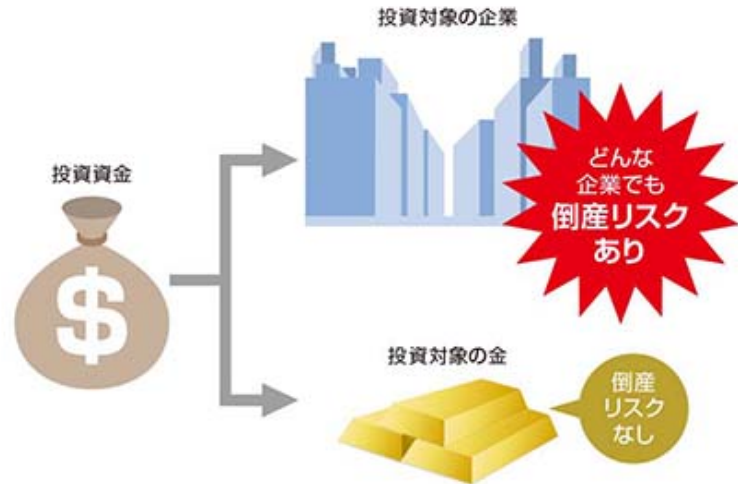
通貨としての金

近年主要基軸通貨への信任が揺らぐ中で、金は紀元前から通貨として用いられてきました。現在でも世界中のほとんどの国で換金することが可能な数少ない資産です。

4

分散投資効果

金は、株式や債券といった主要資産と異なる値動きをする傾向が強く、運用資産に組入れることにより、投資家の運用資産全体の安定性を高める手段として認知されています。



◎「名目金価格」と「インフレ調整後金価格」(2014年8月末時点)



(1970年1月末～2014年8月末まで)

出所: Global Insight, Bureau of Labor Statistics, World Gold Council

*インフレ調整後金価格…名目金価格から米国消費者物価の上昇を除いた数値を使用

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

〈金は「長期分散投資」に有効な資産〉

国内外4資産バランス(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)と、それに金を加えた分散投資を比較すると、金の持つ分散投資効果が明らかに。

◎各資産のローリング・リターン～保有期間別の10年間の投資収益率

※「ローリング・リターン」とは基準日から一定期間投資を行った場合のリターンを年率化したものです。下図は10年間にわたり対象資産を保有したと仮定して、各基準日からどの程度のリターンが得られたかをシミュレーションしています。



出所：ブルームバーグ、日本銀行ホームページにより委託会社が作成

国内株式：TOPIX(東証株価指数配当込み、ただし1989年以降は東京証券取引所公表値)

外国株式：MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円ベース)

国内債券：NOMURA-BPI総合

外国債券：シティ世界国債指数(除く日本、円ベース)

金：ロンドン午後金値決め

定期預金：日本銀行（定期預金の預入期間別金利 新規受入分／預入金額1千万円以上／1年以上2年未満）

※「4資産バランス」…外国株式、外国債券、国内株式、国内債券を各25%ずつ組入れたものとして計算しています。

「4資産バランス+金(ヘッジ付き、米ドル建て)」…上記4資産および金を各20%ずつ組入れたものとして計算しています。

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

他資産との値動きの相関性が低い金をポートフォリオに組入れることにより

リーマンショック時など株式下落局面、円高進行局面においても下値抵抗性を発揮

運用開始のタイミングに関わらず、10年間保有した場合の運用結果が安定的

という効果が期待され、ヘッジつき(米ドル建て)の金の組入れによりその分散効果はより高められることが期待できます。

<訂正後>

当ファンドは、主として金現物拋出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア¹」への投資を行うと共に、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり/米ドルベース)²」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

¹ 正式名称は、「^{スプイダー}SPDR® Gold Shares」といい、「SPDR® ゴールド・トラスト（正式名称：SPDR® Gold Trust）」の受益権を表章しています。

² 正式名称は、「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)が、午後決め値として公表する1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格です。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。

< 略 >

< 略 >

< 略 >

〈ファンドの目的〉

当ファンドは、主として金現物拠出型上場外国信託「^{スプイダー}SPDR® ゴールド・シェア」への投資を行うと共に、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

〈ファンドの特色〉

1 金地金価格を示す「LBMA午後金価格」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

▶ 金地金価格を示す「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」^{※1}の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託「^{スプイダー}SPDR® ゴールド・シェア」^{※2}を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

※1 正式名称は、「LBMA Gold Price PM」といい、ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)が、午後決め値として公表する1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格で、従来の「ロンドン午後金価格」は廃止され、平成27年3月20日に変更されました。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。

※2 正式名称は、「SPDR® Gold Shares」といい、「SPDR® ゴールド・トラスト(正式名称：SPDR® Gold Trust)」の受益権を表章しています。

▶ 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」にも投資を行います。

2 金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクを極力低減します。

▶ 金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルに対して原則として為替ヘッジ^{*}を行います。そのため為替変動による影響(為替リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

***為替ヘッジとは**

外貨建て資産を組み入れた際、為替変動リスクを低減するため行う手法です。通常は先渡し契約により外貨売り/日本円買いを行います。またヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

▶ 金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行いますので、当ファンドは、「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベース^{※3}を参考指数とします。

※3 「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースは、LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ指数化したものです。

●ファンドの運用の仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式とは、投資者からの資金をまとめて、複数のファンド(マザーファンドを含む)に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。なお、投資しているファンドの損益はすべて当ファンドに還元されます。



※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

金現物拋出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「LBMA午後金価格(1 トロイオンス当たり/米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。
計算期間	毎年10月1日から9月30日まで
分配金	受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。
信託費用	純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額
設定日	平成16年11月12日
管理会社	ワールド・ゴールド・トラスト・サービスズ・エルエルシー (World Gold Trust Services, LLC)
信託受託者	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellonの一部門であるBNY・ Mellon・アセット・サービシング (BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon)
マーケティングエージェント	ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ・エルエルシー (State Street Global Markets, LLC)
カストディアン	HSBC 銀行USA(HSBC Bank USA, N.A.)

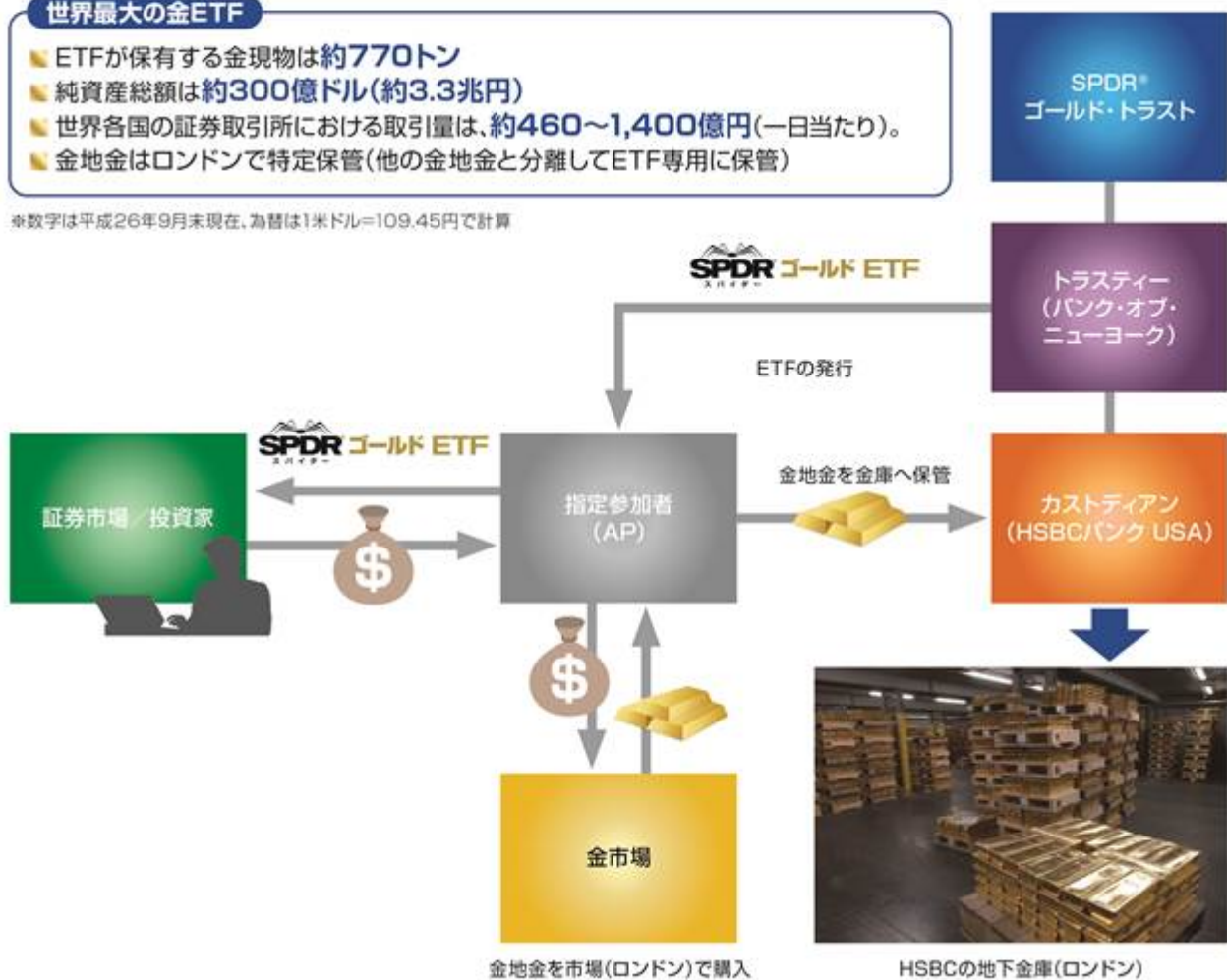
● SPDR® ゴールド・シェアの仕組み

効率的な金現物への投資を行います。

世界最大の金ETF

- ETFが保有する金現物は約770トン
- 純資産総額は約300億ドル(約3.3兆円)
- 世界各国の証券取引所における取引量は、約460~1,400億円(一日当たり)。
- 金地金はロンドンで特定保管(他の金地金と分離してETF専用に保管)

※数字は平成26年9月末現在、為替は1米ドル=109.45円で計算



〈投資対象とする外国信託および親投資信託の概要〉

親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」

【参考】商品分類	親投資信託／国内／債券
運用の基本方針	主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。
決算日	毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)
収益分配方針	収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。
信託報酬	ありません。
設定日	平成21年7月21日
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※投資対象とする外国信託および親投資信託の詳細な内容は投資信託説明書(請求目録見書)をご確認ください。

●主な投資制限

- 1 金現物提出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」およびステート・ストリート短期国債マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2 株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限る、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

●収益分配方針

毎決算時(8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ①分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

なお、上記は収益分配方針であり、将来の分配金の支払いについて保証するものではありません。

●収益分配金に関する留意事項

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

●金投資の魅力

紀元前の昔から金は、見た目の美しさを超えた価値を持つ物質として、富の象徴とされてきました。21世紀の現代、金は投資対象として重要視されています。それは、長い時間を経ても変わらない価値が、先行きの見えない経済状況下での投資家の運用ポートフォリオに**バランス**と**分散効果**をもたらすことが期待されているからです。

〈金の持つ様々な特性〉

1 「安全資産」として市場から認知

金は、株式や債券などと異なり、倒産や債務不履行などのリスクはありません。米国債や日本国債でも債務不履行となる可能性はゼロではありません。金融危機などの市場不安が高まる時期においては、投資資金の逃避先として金に資金が向かう傾向もあります。

2 インフレ対応資産

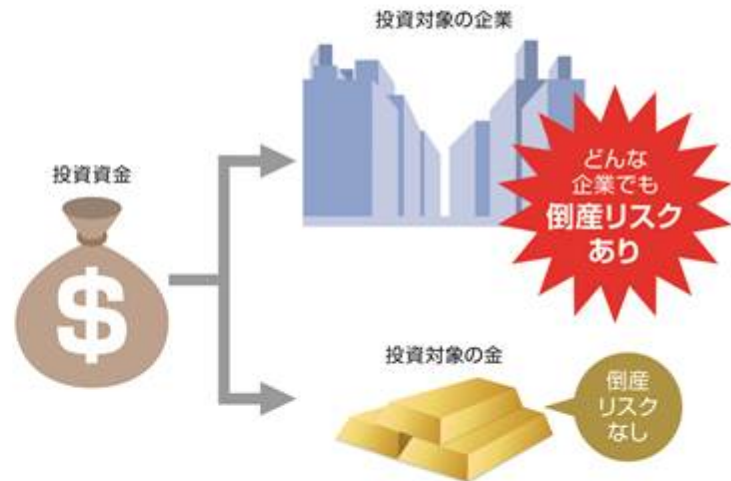
金は実物資産であり、特に欧州など過去に高いインフレを経験した地域では、「**現在価値の貯蔵手段**」として古くから、インフレ対策の資産として保有されています。

3 通貨としての金

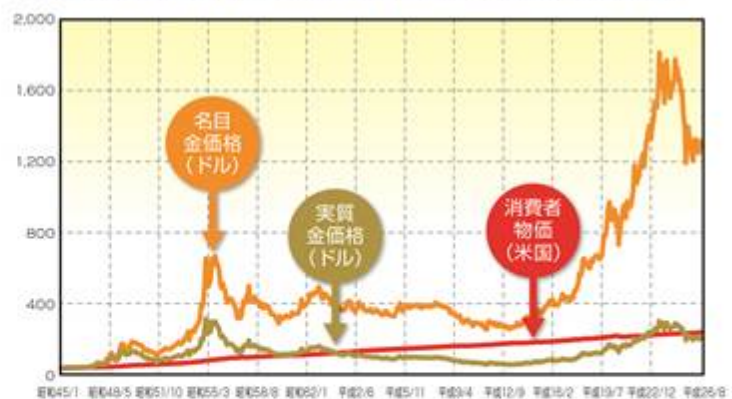
近年主要基軸通貨への信任が揺らぐ中で、金は紀元前から通貨として用いられてきました。現在でも世界中のほとんどの国で換金することが可能な数少ない資産です。

4 分散投資効果

金は、株式や債券といった主要資産と異なる値動きをする傾向が強く、運用資産に組み合わせることにより、投資家の運用資産全体の安定性を高める手段として認知されています。



◎「名目金価格」と「インフレ調整後金価格」(平成26年8月末時点)



(昭和45年1月末～平成26年8月末まで)

出所: Global Insight, Bureau of Labor Statistics, World Gold Council

*インフレ調整後金価格…名目金価格から米国消費者物価の上昇を除いた数値を使用

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

〈金は「長期分散投資」に有効な資産〉

国内外4資産バランス(国内株式、国内債券、外国株式、外国債券)と、それに金を加えた分散投資を比較すると、金の持つ分散投資効果が明らかに。

◎各資産のローリング・リターン～保有期間別の10年間の投資収益率

※「ローリング・リターン」とは基準日から一定期間投資を行った場合のリターンを年率化したものです。下図は10年間にわたり対象資産を保有したと仮定して、各基準日からどの程度のリターンが得られたかをシミュレーションしています。



出所：ブルームバーグ、日本銀行ホームページにより委託会社作成

国内株式：TOPIX(東証株価指数配当込み、ただし1989年以降は東京証券取引所公表値)

外国株式：MSCIコクサイ指数(税引前配当込み、円ベース)

国内債券：NOMURA-BPI総合

外国債券：シティ世界国債指数(除く日本、円ベース)

金：ロンドン午後金値決め

(注)「ロンドン午後金値決め」は廃止されましたので、平成27年3月20日以降は「LBMA午後金価格」に変更されます。

定期預金：日本銀行(定期預金の預入期間別金利 新規受入分/預入金額1千万円以上/1年以上2年未満)

※「4資産バランス」…外国株式、外国債券、国内株式、国内債券を各25%ずつ組入れたものとして計算しています。

「4資産バランス+金(ヘッジ付き、米ドル建て)」…上記4資産および金を各20%ずつ組入れたものとして計算しています。

※上記データは、過去の実績であり当ファンドの将来の運用成果等を示唆、あるいは保証するものではありません。

他資産との値動きの相関性が低い金をポートフォリオに組入れることにより

リーマンショック時など株式下落局面、円高進行局面においても下値抵抗性を発揮

運用開始のタイミングに関わらず、10年間保有した場合の運用結果が安定的

という効果が期待され、ヘッジつき(米ドル建て)の金の組入れによりその分散効果はより高められることが期待できます。

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

<略>

<略>

委託会社の概況(平成26年9月30日現在)

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
 平成10年 3 月31日 投資顧問業の登録
 平成10年 8 月28日 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 9 月30日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成10年 9 月30日 証券投資信託の委託会社としての認可取得
 平成19年 9 月30日 金融商品取引業者の登録
 平成20年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に
 商号変更

3) 大株主の状況

(平成26年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・ グローバル・アドバイザーズ・ インターナショナル・ ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711	6,200株	100%

<訂正後>

<略>

<略>

委託会社の概況（平成27年3月31日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年 2 月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
 平成10年 3 月31日 投資顧問業の登録
 平成10年 8 月28日 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 9 月30日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成10年 9 月30日 証券投資信託の委託会社としての認可取得
 平成19年 9 月30日 金融商品取引業者の登録
 平成20年 7 月 1日 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に
 商号変更

3) 大株主の状況

(平成27年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
ステート・ストリート・ グローバル・アドバイザーズ・ インターナショナル・ ホールディングス・インク	アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711	6,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

当ファンドは主として金現物拋出型上場外国信託「^{スパイダー}SPDR®ゴールド・シェア」（以下「SPDRゴールドETF」といいます。）への投資を通じて、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジ

を行うことにより、金地金価格を示す「ロンドン午後金値決め価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

「ロンドン午後金値決め価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースを参考指数とします。

ロンドン午後金値決め価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ指数化したものです。

～ <略>

<訂正後>

当ファンドは主として金現物拋出型上場外国信託「SPDR^{スパイダー}®ゴールド・シェア」（以下「SPDRゴールドETF」といいます。）への投資を通じて、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）」の円ヘッジベースを参考指数とします。

LBMA午後金価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ指数化したものです。

～ <略>

（２）【投資対象】

<訂正前>

～ <略>

<投資対象とする外国信託および投資信託の概要>

金現物拋出型上場外国信託「SPDR^{スパイダー}®ゴールド・シェア」

商品性と仕組み	金地金価格を示す「 <u>ロンドン午後金値決め価格（1トロイオンス当たり/米ドルベース）</u> 」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管（他の金地金と分離して専用保管）されます。
計算期間	<略>
分配金	<略>
信託費用	<略>
設定日	2004年11月12日
管理会社	<略>
信託受託者	<略>
マーケティング・エージェント	<略>
カストディアン	<略>

親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」

〔参考〕商品分類	<略>
運用の基本方針	<略>
決算日	<略>
収益分配方針	<略>
信託報酬	<略>
設定日	2009年7月21日
委託会社	<略>
受託会社	<略>

<訂正後>

~ <略>

<投資対象とする外国信託および投資信託の概要>

金現物拋出型上場外国信託「^{スプイダー}SPDR®ゴールド・シェア」

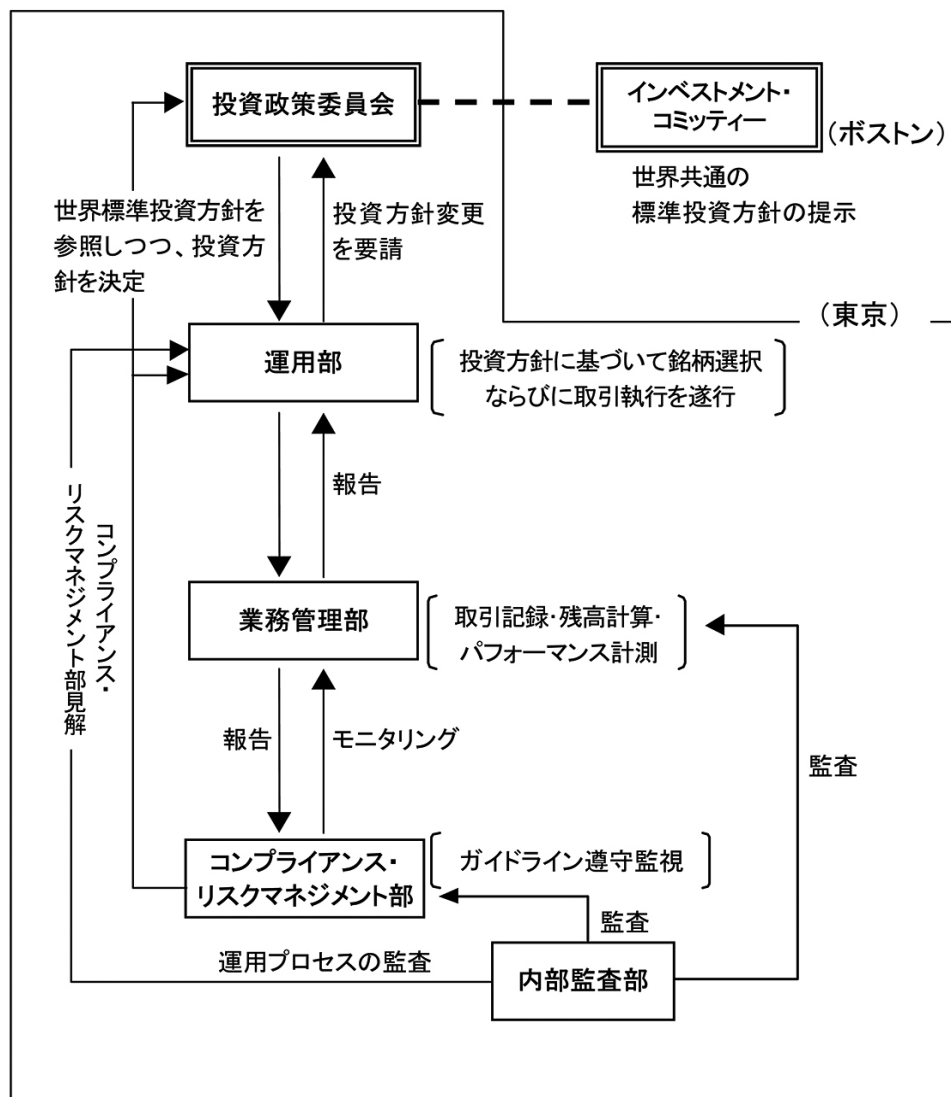
商品性と仕組み	金地金価格を示す「LBMA午後金価格（1トロイオンス当たりノ米ドルベース）」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管（他の金地金と分離して専用保管）されます。
計算期間	<略>
分配金	<略>
信託費用	<略>
設定日	平成16年11月12日
管理会社	<略>
信託受託者	<略>
マーケティング・エージェント	<略>
カストディアン	<略>

親投資信託「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」

〔参考〕商品分類	<略>
運用の基本方針	<略>
決算日	<略>
収益分配方針	<略>
信託報酬	<略>
設定日	平成21年7月21日
委託会社	<略>
受託会社	<略>

(3) 【運用体制】

<訂正前>

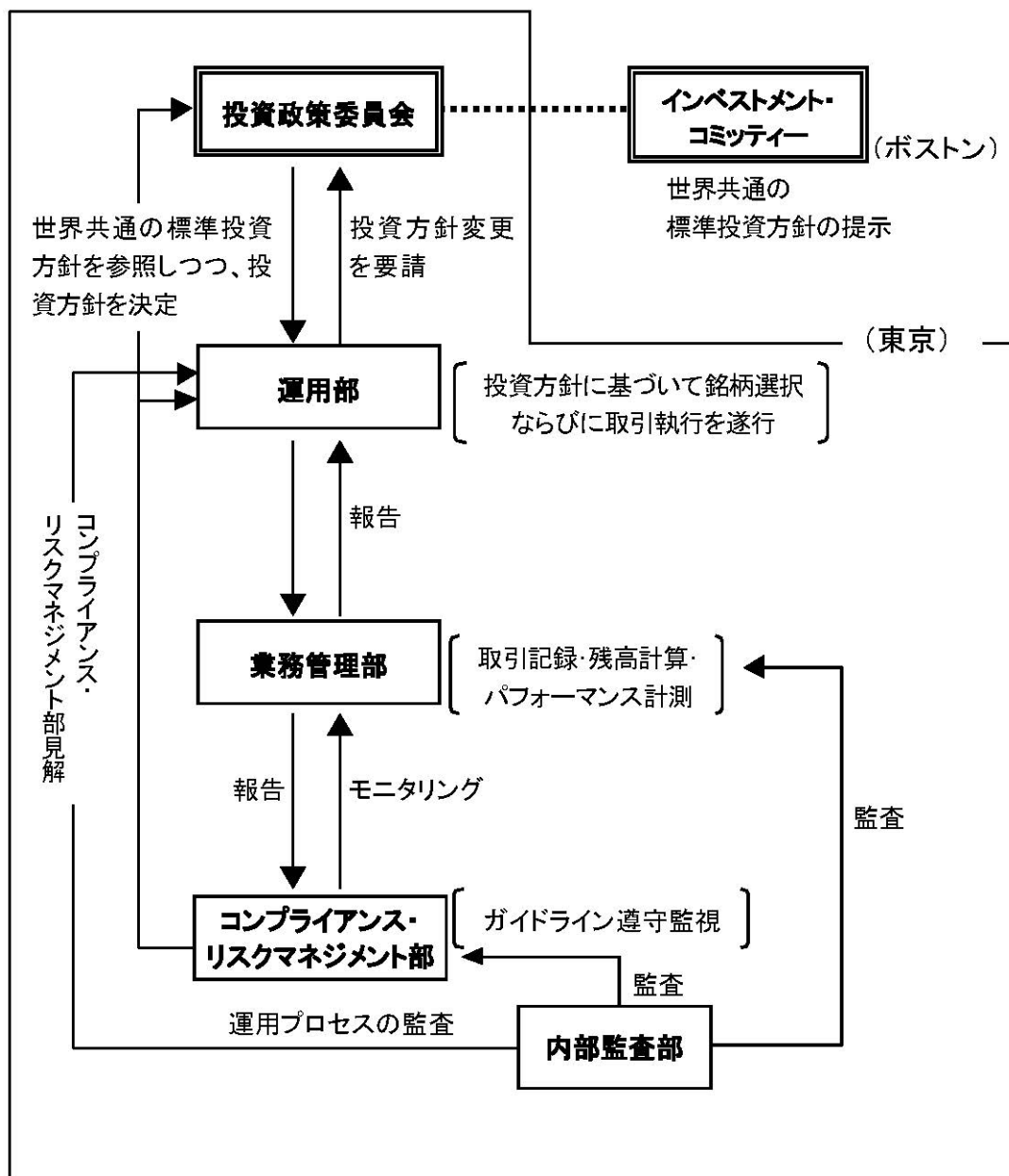


委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル/プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該戦略に関わる運用担当者と意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

上記運用体制は平成26年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオの管理・運用を行っています。運用モデル/プロセスは基本的に、ボストン本社を中心とした各運用戦略グループ全体で共通のものを使用し、またモデルの改善、運用パフォーマンス、市場環境に関する情報などについて海外運用拠点と十分なコミュニケーションをとることによって、質の高い運用サービスの提供を目指しています。

ファンド担当者は、いずれも国内外の有価証券市場に精通した経験豊富な投資運用の専門家であり、資産クラス・運用戦略ごとの運用チームに配置されています。また、チーム・アプローチによって運用を行うため、特定の担当者に依存することない安定した運用体制となっています。

運用の報告は、投資政策委員会に対してなされます。当委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、ガイドラインに対する適合性、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

上記運用体制は平成27年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(5) 【投資制限】

<訂正前>

<略>

<略>

1) ~ 9) <略>

(参考) 「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の投資方針の概要

<略>

(1) ~ (3) <略>

(4) 主な投資制限

~ <略>

<訂正後>

<略>

<略>

1) ~ 9) <略>

10) デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第21条の2）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(参考) 「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の投資方針の概要

<略>

(1) ~ (3) <略>

(4) 主な投資制限

~ <略>

デリバティブ取引等にかかる投資制限（信託約款第18条の2）

委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

3 【投資リスク】

(3) リスク管理体制

<訂正前>

< 略 >

上記リスクに対する管理体制は平成26年9月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

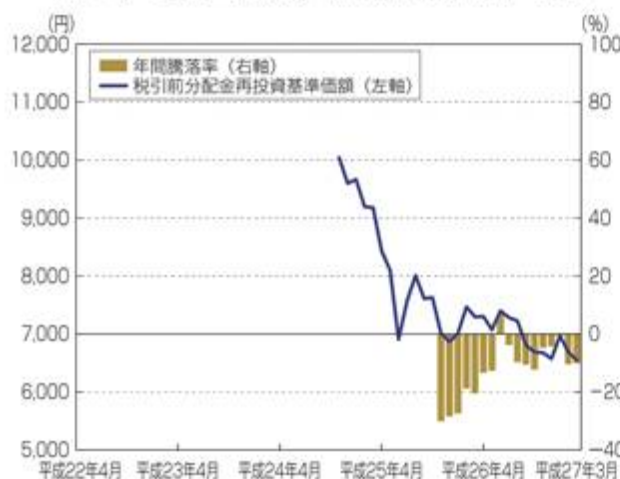
< 訂正後 >

< 略 >

上記リスクに対する管理体制は平成27年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞代表的な資産クラスと騰落率の比較等

＜ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移＞



＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞



※当ファンドの騰落率は、月末における税引前の分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)を用いて計算しています。
 ※当ファンドの税引前の分配金再投資基準価額(信託報酬控除後)の年間騰落率は、平成25年11月～平成27年3月の1年5ヶ月間、代表的な資産クラスを表す指数の年間騰落率は、平成22年4月～平成27年3月の5年間の各月末における直近1年前を対比して計算(1年未満の場合は年換算)しており、決算日に対応した数値とは異なります。
 ※平均値・最大値・最小値は、同期間の各月末における年間騰落率の該当値を表示しています。
 ※代表的な資産クラスの全てが当ファンドの投資対象とは限りません。また、海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して円換算しております。

◎「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数

日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債:NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

先進国債:シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、同指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

新興国債:JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

＜訂正・更新後＞

(1)【投資状況】

（平成27年3月31日現在）

種類	国 / 地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	94,427,783	99.95
親投資信託受益証券	日本	100,010	0.10
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		51,687	0.05
純資産総額		94,476,106	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

（平成27年3月31日現在）

種類	国 / 地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	44,406,032,040	61.60
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		27,685,561,012	38.40
純資産総額		72,091,593,052	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成27年3月31日現在）

順位	国 / 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 （口）	簿価 単価 （円）	簿価金額 （円）	評価 単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （%）
1	アメリカ	投資信託 受益証券	SPDR® ゴールド・シェア		6,908	14,365.56	99,237,346	13,669.33	94,427,783	99.95
2	日本	親投資信託 受益証券	ステート・ストリート短期 国債マザーファンド		98,252	1.0177	100,000	1.0179	100,010	0.10
									投資比率：合計	100.05

（注1）全銘柄について記載しています。

（注2）投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

（注3）平成27年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	業種	投資比率（%）
外国	投資信託受益証券		99.95
国内	親投資信託受益証券		0.10
合計			100.05

（注1）投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

（注2）平成27年3月31日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート短期国債マザーファンド）

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第94回利付国債(5年)	0.600	2015/12/20	20,000,000,000	100.43	20,086,400,000	100.41	20,082,400,000	27.86
2	日本	国債証券	第521回国庫短期証券		2015/06/29	10,000,000,000	99.99	9,999,630,000	99.99	9,999,870,000	13.87
3	日本	国債証券	第330回利付国債(2年)	0.200	2015/07/15	7,500,000,000	100.12	7,509,400,000	100.04	7,503,675,000	10.41
4	日本	国債証券	第91回利付国債(5年)	0.400	2015/09/20	3,000,000,000	100.36	3,010,830,000	100.17	3,005,250,000	4.17
5	日本	国債証券	第333回利付国債(2年)	0.100	2015/10/15	1,300,000,000	100.09	1,301,216,000	100.04	1,300,520,000	1.80
6	日本	国債証券	第273回利付国債(10年)	1.500	2015/09/20	1,000,000,000	101.24	1,012,420,000	100.69	1,006,900,000	1.40
7	日本	国債証券	第92回利付国債(5年)	0.300	2015/09/20	1,000,000,000	100.24	1,002,400,000	100.12	1,001,280,000	1.39
8	日本	国債証券	第331回利付国債(2年)	0.100	2015/08/15	500,000,000	100.07	500,350,000	100.02	500,135,000	0.69
9	日本	国債証券	第332回利付国債(2年)	0.100	2015/09/15	6,000,000	100.07	6,004,380	100.03	6,002,040	0.01
										投資比率：合計	61.60

(注1) 全銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	61.60
合計		61.60

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成27年3月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間・月末		純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期	(平成25年 8月20日)	分配付：	22,420,577	分配付：	0.7786
		分配落：	22,420,577	分配落：	0.7786
第2期	(平成26年 8月20日)	分配付：	51,256,232	分配付：	0.7269
		分配落：	51,256,232	分配落：	0.7269
平成26年 3月末日			37,486,881		0.7293
4月末日			45,488,779		0.7301
5月末日			44,482,688		0.7071
6月末日			46,987,306		0.7396
7月末日			49,361,384		0.7282
8月末日			49,962,439		0.7227

9月末日	53,361,141	0.6803
10月末日	58,827,972	0.6690
11月末日	70,688,744	0.6676
12月末日	78,802,269	0.6575
平成27年 1月末日	85,378,050	0.6967
2月末日	85,963,193	0.6687
3月末日	94,476,106	0.6551

【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	0.0000円
第2期	自平成25年 8月21日 至平成26年 8月20日	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	22.1%
第2期	自平成25年 8月21日 至平成26年 8月20日	6.6%
	自平成26年 8月21日 至平成27年 3月31日	9.9%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額（設定時は当初元本額）を控除した額を、前期末の分配落基準価額（同）で除して得た数に100を乗じて得た数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定口数（口）	解約口数（口）	発行済口数（口）
第1期	自平成24年11月 8日 至平成25年 8月20日	39,142,790	10,347,552	28,795,238
第2期	自平成25年 8月21日 至平成26年 8月20日	111,280,061	69,563,903	70,511,396
	自平成26年 8月21日 至平成27年 3月31日	105,848,354	32,152,662	144,207,088

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

(参考情報) 運用実績

(平成27年3月31日現在)

◎基準価額・純資産の推移



※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

<基準価額・純資産総額>

基準価額	6,551円
純資産総額	94百万円

◎分配の推移

計算期間	分配金
第1期（平成25年8月20日）	0円
第2期（平成26年8月20日）	0円
設定来累計	0円

◎主要な資産の状況

（金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」の資産の状況）

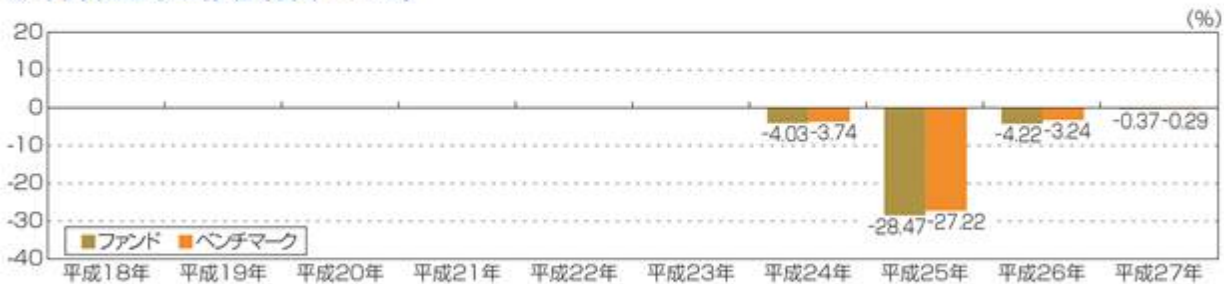
（平成26年9月30日現在）

資産の種類	国名 (注1)	時価合計 (注2)	運用 比率
金	英国	30,110,529,883ドル (3,597,003,899,823円)	100%
現金	該当なし	0ドル (0円)	0%
その他の資産 (負債控除後)		0ドル (0円)	0%
合計 (純資産総額)		30,110,529,883ドル (3,597,003,899,823円)	100%

(注1)物理的な所在地を記載しています。

(注2)時価合計には、金の未収入金を含みます。

◎年間収益率の推移(暦年ベース)



※平成24年のファンドとベンチマークの収益率は設定時から12月末まで、平成27年は3月末までで算出しております。

※基準価額と同一基準のデータを取得できないため、設定時以前のベンチマークの収益率は記載しておりません。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

<訂正前>

(1)～(4) <略>

(5)【その他】

1) <略>

2) 書面決議

・ <略>

- ・ 上記1) i (八)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います(信託約款第45条第5項)。
 - ・ <略>
- 3) 信託約款の変更等
- ・ <略>
 - ・ 委託会社は、上記の事項(上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合)に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します(信託約款第50条第2項)。
- 4) 反対者の買取請求権
- 上記 1)に規定する信託契約の解約または上記3)に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記1) (八)または上記3) に規定する書面に付記します(信託約款第51条)。
- 5) 運用報告書の交付
- 毎計算期間末(毎年8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。)および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書(平成26年12月以降については、運用報告書の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書)を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
- 6) ~ 7) <略>

<訂正後>

(1) ~ (4) <略>

(5) 【その他】

1) <略>

2) 書面決議

・ <略>

・ 上記1) i (八)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います(信託約款第45条第5項)。

・ <略>

3) 信託約款の変更等(信託約款第50条)

・ <略>

・ 委託会社は、上記の事項(上記の変更事項にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合)に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

・ 上記 . の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

．上記 ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

．上記 ．から ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

．上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

4) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

上記 1)に規定する信託契約の解約または上記3)に規定する一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託会社指図型投資信託に該当するため、上記1) (八)に規定する投資信託の解約または上記3) に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません(信託約款第51条)。

5) 運用報告書の交付

毎計算期間末（毎年8月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）および償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

6) ~ 7) <略>

4【受益者の権利等】

<訂正前>

~ <略>

___ 反対した受益者の買取請求権

___ 帳簿閲覧謄写請求権

<訂正後>

~ <略>

___ 帳簿閲覧謄写請求権

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

(1) <略>

(2) <略>

<訂正後>

(1) <略>

(2) <略>

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（４）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(平成26年8月21日から平成27年2月20日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

1【財務諸表】

末尾に「中間財務諸表」を追加します。

< 末尾追加 >

【中間財務諸表】

【ステート・ストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 (平成26年 8月20日現在)	当中間計算期間末 (平成27年 2月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	521,467	1,028,229
コール・ローン	386,182	650,637
投資信託受益証券	51,196,242	84,065,867
親投資信託受益証券	100,179	100,020
派生商品評価勘定	1,984	1,062
流動資産合計	52,206,054	85,845,815
資産合計	52,206,054	85,845,815
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	450,750	1,078,195
未払金	385,575	693,064
未払解約金	4	326,688
未払受託者報酬	7,413	10,916
未払委託者報酬	103,717	152,876
その他未払費用	2,363	3,584
流動負債合計	949,822	2,265,323
負債合計	949,822	2,265,323
純資産の部		
元本等		
元本	1 70,511,396	1 125,112,016
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	3 19,255,164	3 41,531,524
元本等合計	51,256,232	83,580,492
純資産合計	51,256,232	83,580,492
負債純資産合計	52,206,054	85,845,815

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前中間計算期間 自 平成25年 8月21日 至 平成26年 2月20日	当中間計算期間 自 平成26年 8月21日 至 平成27年 2月20日
営業収益		
受取利息	55	95
有価証券売買等損益	759,003	4,020,025
為替差損益	7,820	262,445
営業収益合計	766,768	3,757,485
営業費用		
受託者報酬	3,562	10,916
委託者報酬	49,850	152,876
その他費用	51,823	106,421
営業費用合計	105,235	270,213
営業損失()	872,003	4,027,698
経常損失()	872,003	4,027,698
中間純損失()	872,003	4,027,698
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	147,320	746,415
期首剰余金又は期首欠損金()	6,374,661	19,255,164
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,366,947	8,556,561
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,366,947	8,556,561
剰余金減少額又は欠損金増加額	10,582,254	27,551,638
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	10,582,254	27,551,638
中間剰余金又は中間欠損金()	16,314,651	41,531,524

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前計算期間末 (平成26年 8月20日現在)	当中間計算期間末 (平成27年 2月20日現在)
1 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	28,795,238円 111,280,061円 69,563,903円	70,511,396円 83,907,099円 29,306,479円
2 受益権の総数	70,511,396口	125,112,016口
3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は19,255,164円であります。	中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は41,531,524円であります。

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	前計算期間末 (平成26年 8月20日現在)	当中間計算期間末 (平成27年 2月20日現在)
1 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。
2 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。</p>	<p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)有価証券 売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券関係に関する注記)
該当する事項はありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)
取引の時価等に関する事項
通貨関連

（単位：円）

区分	種類	前計算期間末（平成26年 8月20日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	1,670,000		1,671,984	1,984
	売建 アメリカ・ドル	52,182,348		52,633,098	450,750
	合計	53,852,348		54,305,082	448,766

（単位：円）

区分	種類	当中間計算期間末（平成27年 2月20日現在）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取 引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	88,750,172		89,827,305	1,077,133
	合計	88,750,172		89,827,305	1,077,133

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。
4. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前計算期間末 (平成26年 8月20日現在)	当中間計算期間末 (平成27年 2月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7269円 (7,269円)	0.6680円 (6,680円)

<参考>

当ファンドは「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「ステート・ストリート短期国債マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成26年 8月20日現在)	(平成27年 2月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		55,912,538	19,608,269,917
国債証券		6,614,681,000	49,329,298,120
未収利息		6,185,157	10,316,526
前払費用		586,299	4,208,162
流動資産合計		6,677,364,994	68,952,092,725
資産合計		6,677,364,994	68,952,092,725
純資産の部			
元本等			
元本	1	6,640,728,786	67,735,849,081
剰余金			
剰余金又は欠損金()		36,636,208	1,216,243,644
元本等合計		6,677,364,994	68,952,092,725
純資産合計		6,677,364,994	68,952,092,725
負債純資産合計		6,677,364,994	68,952,092,725

(注) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月16日から、翌年4月15日までであり、当ファンドの計算期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
-------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成26年 8月20日現在)	(平成27年 2月20日現在)
1 期首元本額	96,276,467,598円	6,640,728,786円
期中追加設定元本額	3,131,921,193円	67,923,230,965円
期中一部解約元本額	92,767,660,005円	6,828,110,670円
元本の内訳		
ファンド名		
ステート・ストリート短期国債ファ ンドVA<適格機関投資家限定>	6,640,579,273円	67,735,701,713円
ステート・ストリートUSハイ・ イールド債券オープン	49,881円	49,116円

ステートストリート・ゴールドファン ド（為替ヘッジあり）	99,632円	98,252円
計	6,640,728,786円	67,735,849,081円
2 受益権の総数	6,640,728,786口	67,735,849,081口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

区 分	（平成26年 8月20日現在）	（平成27年 2月20日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は時価を計上しているため、その差額はありません。	同左
2 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 該当する事項はありません。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当する事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	（平成26年 8月20日現在）	（平成27年 2月20日現在）
--	-----------------	-----------------

1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0055円 (10,055円)	1.0180円 (10,180円)
---------------------------	----------------------	----------------------

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成27年3月31日現在)

資産総額	193,332,454円
負債総額	98,856,348円
純資産総額(-)	94,476,106円
発行済口数	144,207,088口
1口当たり純資産額(/)	0.6551円

<参考情報>

親投資信託受益証券(ステート・ストリート短期国債マザーファンド)

(平成27年3月31日現在)

資産総額	82,091,223,052円
負債総額	9,999,630,000円
純資産総額(-)	72,091,593,052円
発行済口数	70,822,293,092口
1口当たり純資産額(/)	1.0179円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成27年3月31日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成27年3月31日現在)。

発行済株式の総数

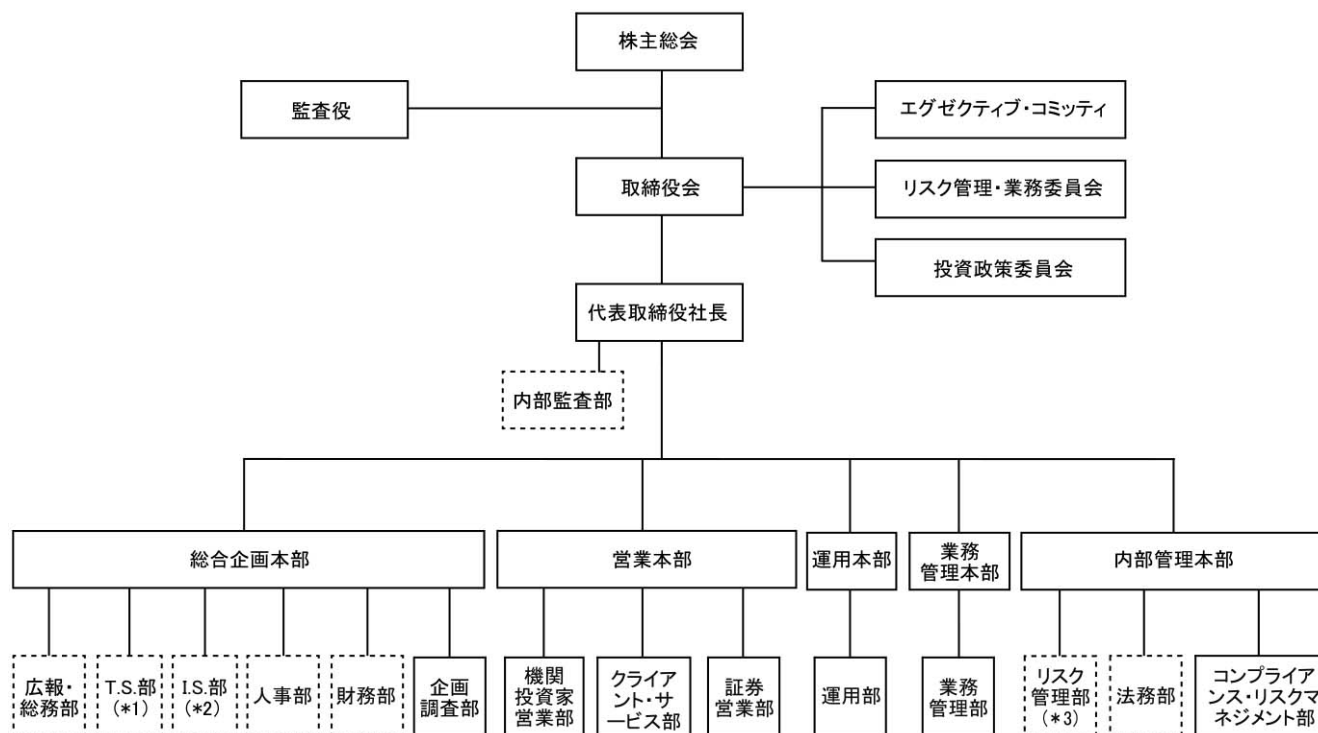
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成27年3月31日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



(注1) 内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(注2) 破線で囲われた部門は関連金融機関との兼務部門

(注3) (*1) T.S.部はテクノロジー・サービス部、(*2) I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称、(*3) リスク管理部はITリスク管理を行う。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、一般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名		業務内容
営業本部	機関投資家営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
	クライアント・サービス部	投資運用業務、投資助言業務のサポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析等
総合企画本部	企画調査部	商品設計、法定書面、契約締結手続き、広告、営業イベント企画、市場動向調査等の各種ビジネス・サポート
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピューター機器及び付属機器の設置・保守管理]、SSgAのソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	広報・総務部	対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）および備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	リスク管理部	ITリスク管理に関する事項（情報セキュリティ管理を除く）
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っています。

平成27年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計109本であり、その純資産総額は1,436,103百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表ならびに第18期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(資産の部)		%		%
流動資産				
預金	7,198,847		7,950,582	
有価証券	52,323		34,680	
前払金	18,914		16,211	
前払費用	9,826		14,721	
未収入金	543,987		603,386	
未収委託者報酬	443,028		503,082	
未収収益	15,224		21,586	
繰延税金資産	50,078		76,778	
流動資産計	8,332,231	96.9	9,221,030	97.5
固定資産				
有形固定資産	136,869		114,512	
建物附属設備	116,383		103,804	
器具備品	15,144		8,419	
リース資産	5,341		2,289	
無形固定資産	2,025		1,407	
ソフトウェア	2,025		1,407	
投資その他の資産	125,804		116,869	
長期差入保証金	75,397		66,322	
繰延税金資産	45,557		45,696	
その他投資	4,850		4,850	
固定資産計	264,699	3.1	232,789	2.5
資産合計	8,596,931	100.0	9,453,819	100.0

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 (平成25年3月31日現在)		当事業年度 (平成26年3月31日現在)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)		%		%
流動負債				
預り金	30,901		23,420	
未払金	198,194		249,155	
未払手数料	118,440		122,594	
その他未払金	79,754		126,561	
未払費用	42,048		11,232	
未払法人税等	303,031		406,211	
未払消費税	19,248		31,826	
賞与引当金	39,149		57,068	
リース債務	1,943		4,910	
流動負債計	634,516	7.4	783,826	8.3
固定負債				
退職給付引当金	76,324		66,635	
長期リース債務	4,910		-	
固定負債計	81,234	0.9	66,635	0.7

負債合計		715,751	8.3		850,462	9.0
(純資産の部)			%			%
株主資本		7,881,180	91.7		8,603,357	91.0
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	7,462,060			8,184,237		
純資産合計		7,881,180	91.7		8,603,357	91.0
負債・純資産合計		8,596,931	100.0		9,453,819	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別 科 目	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日		当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日	
	金 額	構成比	金 額	構成比
営業収益		%		%
委託者報酬	1,985,885		2,386,697	
投資顧問収入	1,419,249		1,524,966	
その他営業収益	556,047		567,688	
営業収益計	3,961,182	100.0	4,479,352	100.0
営業費用				
支払手数料	489,095		583,489	
広告宣伝費	13,166		15,984	
公告費	1,220		2,082	
調査費	483,166		408,932	
調査費	292,449		280,837	
委託調査費	189,179		126,204	
図書費	1,538		1,890	
委託計算費	160,372		157,812	
営業雑経費	51,741		29,404	
通信費	6,614		5,633	
印刷費	15,237		7,614	
協会費	13,533		7,975	
諸会費	4,057		2,894	
その他	12,298		5,286	
営業費用計	1,198,762	30.3	1,197,707	26.7
一般管理費				
給料	1,352,561		1,314,409	
役員報酬	410,448		344,116	
給料・手当	753,389		692,068	
賞与	160,812		232,545	
賞与引当金繰入額	27,911		45,678	
交際費	4,388		2,778	
旅費交通費	28,270		33,064	
租税公課	21,104		23,883	
不動産賃借料	128,620		131,057	
退職給付費用	77,661		57,037	
固定資産減価償却費	24,770		22,735	
福利厚生費	73,379		79,311	
事務手数料	13,121		22,320	

諸経費		149,074			179,736	
一般管理費計		1,872,954	47.3		1,866,335	41.7
営業利益		889,465	22.5		1,415,309	31.6
営業外収益						
受取利息		-			0	
為替差益		2,744			-	
有価証券運用益		2,846			-	
事業再構築引当金戻入		-			222	
雑収入		3,275			548	
営業外収益計		8,866	0.2		771	0.0
営業外費用						
支払利息		407			280	
為替差損		-			1,184	
有価証券運用損		-			1,386	
雑損失		563			257	
営業外費用計		970	0.0		3,109	0.1
経常利益		897,362	22.7		1,412,971	31.5
特別損失						
事業再構築費用		8,453			102,702	
事務処理損失		236			953	
特別損失計		8,690	0.2		103,655	2.3
税引前当期純利益		888,671	22.4		1,309,315	29.2
法人税、住民税及び事業税		472,566	11.9		613,977	13.7
法人税等調整額		18,753	0.5		26,839	0.6
当期純利益		434,858	11.0		722,177	16.1

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	7,027,201	7,136,321	7,446,321	7,446,321
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	434,858	434,858	434,858	434,858
当期変動額合計	-	-	-	-	-	434,858	434,858	434,858	434,858
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	7,462,060	7,571,180	7,881,180	7,881,180

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	7,462,060	7,571,180	7,881,180	7,881,180
当期変動額									
当期純利益	-	-	-	-	-	722,177	722,177	722,177	722,177
当期変動額合計	-	-	-	-	-	722,177	722,177	722,177	722,177
当期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,184,237	8,293,357	8,603,357	8,603,357

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 5～15年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。
5. その他 財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成25年3月31現在)	当事業年度 (平成26年3月31現在)
------------------------	------------------------

1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 75,441千円 器具備品 42,781千円 リース資産 3,815千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 88,020千円 器具備品 48,355千円 リース資産 6,867千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 9,499千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 10,117千円
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(損益計算書関係)

前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額547,935千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。	1. 移転価格調整金の取り扱いに係る注記 当社とステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当事業年度に、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーから当社に支払われた調整額557,461千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 同左

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	当事業年度期首	当期増加株式数	当期減少株式数	当事業年度末
発行済株式	6,200株	-	-	6,200株

(リース取引関係)

前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 社用車両であります。 リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減却償却方法」に記載の通りであります。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料は、概ね6か月以内に回収される債権であり、また顧客の業種等も多岐にわたり分散されていることから、顧客の信用リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

平成25年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	7,198,847	7,198,847	
(2)未収委託者報酬	443,028	443,028	
(3)未収入金	543,987	543,987	
(4)未払手数料	118,440	118,440	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

平成26年3月31日現在

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	7,950,582	7,950,582	
(2)未収委託者報酬	503,082	503,082	
(3)未収入金	603,386	603,386	
(4)未払手数料	122,594	122,594	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

記載すべき事項はありません。

（有価証券関係）

前事業年度 (平成25年3月31日現在)	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 52,323千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 5,353千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 34,680千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 700千円

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	同左

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

平成23年4月1日に確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2．退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)
退職給付債務	395,579
(1)年金資産	266,835
(2)退職給付引当金	76,324
(3)未認識数理計算上の差異	17,353
(4)未認識過去勤務債務	69,773

(単位：千円)

	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
退職給付債務	391,473
(1)年金資産	278,789
(2)退職給付引当金	66,635
(3)未認識数理計算上の差異	15,002
(4)未認識過去勤務費用	61,051

3．年金資産の内訳

平成26年3月 31日現在における年金資産合計に対する分類ごとの比率は次の通りです。

保険資産（一般勘定）	97.2%
その他	2.7%

合計	100.0%
----	--------

4．退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度
	自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日
退職給付費用	61,177
(1)勤務費用	55,747
(2)利息費用	3,721
(3)期待運用収益（減算）	1,679
(4)過去勤務債務の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	5,334

(単位：千円)

	当事業年度
	自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
退職給付費用	41,728
(1)勤務費用	48,367
(2)利息費用	3,955
(3)期待運用収益（減算）	1,962
(4)過去勤務費用の費用処理額	8,721
(5)数理計算上の差異の費用処理額	17,353

5．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度
	自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
退職給付債務の期首残高	395,579
勤務費用	48,367
利息費用	3,955
数理計算上の差異の発生額	16,744
退職給付の支払額	39,683
退職給付債務の期末残高	391,473

6．年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度
	自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
年金資産の期首残高	266,835
期待運用収益	1,962
数理計算上の差異の発生額	1,742
事業主からの拠出額	51,416
退職給付の支払額	39,683
年金資産の期末残高	278,789

7. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
積立型制度の退職給付債務	391,473
年金資産	278,789
	112,684
非積立型制度の退職給付債務	-
未積立退職給付債務	112,684
未認識数理計算上の差異	15,002
未認識過去勤務費用	61,051
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	66,635

8. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成25年3月31日現在)
(1)割引率	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

	当事業年度 (平成26年3月31日現在)
(1)割引率	1.0%
(2)長期期待運用収益率	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(4)過去勤務費用の処理年数	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年

9. 長期期待運用収益の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

10. 確定拠出制度

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社の確定拠出制度への要拠出額は15,309千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：千円)
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金繰入超過額	10,609	賞与引当金繰入超過額	14,430
未払事業税	23,683	未払事業税	27,452
その他	17,820	その他	34,894
繰延税金資産(流動)合計	52,113	繰延税金資産(流動)合計	76,778
繰延税金負債(流動)との相殺	2,034	繰延税金負債(流動)との相殺	-
繰延税金資産(流動)の純額	50,078	繰延税金資産(流動)の純額	76,778
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
退職給付引当金	28,070	退職給付引当金	24,992
その他	17,486	その他	20,704
繰延税金資産(固定)合計	45,557	繰延税金資産(固定)合計	45,696
繰延税金負債(固定)との相殺	-	繰延税金負債(固定)との相殺	-
繰延税金資産(固定)の純額	45,557	繰延税金資産(固定)の純額	45,696
繰延税金資産合計	97,670	繰延税金資産合計	122,475
繰延税金負債(流動)		繰延税金負債(流動)	
その他	2,034	その他	-
繰延税金負債(流動)合計	2,034	繰延税金負債(流動)合計	-
繰延税金資産(流動)との相殺	2,034	繰延税金資産(流動)との相殺	-
繰延税金負債(流動)の純額	-	繰延税金負債(流動)の純額	-
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(固定)	
事業譲受に係る調整項目	-	事業譲受に係る調整項目	-
繰延税金負債(固定)合計	-	繰延税金負債(固定)合計	-
繰延税金資産(固定)との相殺	-	繰延税金資産(固定)との相殺	-
繰延税金負債(固定)の純額	-	繰延税金負債(固定)の純額	-
繰延税金資産の純額	95,635 =====	繰延税金資産の純額	122,475 =====

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	12.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.3%
その他	0.6%	その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.8%
=====		=====	

（税率変更に伴う影響）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の38.01%から35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産は5百万円減少し、法人税等調整額は5百万円増加しております。

（企業結合関係等）

前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
該当事項はありません。	同左

（資産除去債務関係）

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は58,340千円であります。資産除去債務の総額は当事業年度において、資産除却費用の見積額を更新したことから、5,321千円減少しております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びバックアップセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代え

て、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(セグメント情報)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当事業年度											
自 平成24年4月 1日											
至 平成25年3月31日											
種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有(被所 有)割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の兼 任等	事業上 の関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	119,883	未収入金	104,719
							ソフトウェアの使用契約	投資顧問料の支払	201,074	未払金	2,898
							人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の支払	171,376	未払費用	13,381
							人件費等及び事務手数料の支払	人件費等の支払	295,287		
							事務手数料の受取	事務手数料の受取	547,935		
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ	投資信託計理業務委託	36,270	前払金	18,914
							兼職社員の人件費支払等	事務所賃借料の支払	4,052	未払金	3,174
							人件費等の支払	人件費等の支払	129,797		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インテグリティ・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	1,313	-	-
								投資顧問料の支払	2,463		
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	41,935	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	92	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当事業年度 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日											
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 兼任等	事業上 の関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料の受取	51,600 190,649 113,920 268,072 557,461	未収入金 未払金	271,658 7,643
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	35,955 4,173 134,269	前払金	16,211
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取	825	-	-
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役に就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	56,645	-	-
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	232	-	-

(注) 上記の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
- 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
- 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
- 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
- ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
1株当たり純資産 1,271,158円07銭 1株当たり当期純利益 70,138円45銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり純資産 1,387,638円26銭 1株当たり当期純利益 116,480円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日	当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
当期純利益（千円）	434,858	722,177
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益（千円）	434,858	722,177
期中平均株式数（株）	6,200	6,200

（重要な後発事象）

当事業年度 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
<p>本社移転について</p> <p>平成26年5月、グループの方針として、本社移転が決定いたしました。この移転により、移転費用の発生が見込まれますが、現時点ではその影響を合理的に見積もることができません。</p>

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
		金額	構成比
%			
(資産の部)			
流動資産			
預金		8,306,323	
有価証券		39,051	
前払金		25,271	
前払費用		13,394	
未収入金		381,765	
未収委託者報酬		576,703	
未収収益		243,009	
短期差入保証金		55,420	
繰延税金資産		167,783	
流動資産計		9,808,725	99.5
固定資産			
有形固定資産		8,111	
建物附属設備	1	2,065	
器具備品	1	5,282	

リース資産	1	763		
無形固定資産			1,105	
ソフトウェア		1,105		
投資その他の資産			38,782	
長期差入保証金		6,553		
繰延税金資産		27,379		
その他投資		4,850		
固定資産計			48,000	0.5
資産合計			9,856,725	100.0
(負債の部)				%
流動負債				
預り金			25,073	
未払金			277,165	
未払手数料		128,962		
その他未払金		148,202		
未払費用			6,488	
未払法人税等			292,662	
未払消費税等	2		54,936	
賞与引当金			169,305	
リース債務			3,904	
流動負債計			829,535	8.4
固定負債				
退職給付引当金			62,772	
固定負債計			62,772	0.6
負債合計			892,307	9.1
(純資産の部)				%
株主資本			8,964,417	90.9
資本金		310,000		
利益剰余金		8,654,417		
利益準備金		77,500		
その他利益剰余金				
別途積立金		31,620		
繰越利益剰余金		8,545,297		
純資産合計			8,964,417	90.9
負債・純資産合計			9,856,725	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

期別	第18期中間会計期間		
	自平成26年4月1日 至平成26年9月30日		
科目	金額		構成比
営業収益			%
委託者報酬		1,232,903	
投資顧問収入		786,101	
その他営業収益	1	113,135	
営業収益計		2,132,140	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		589,620	
支払手数料	289,516		
その他営業費用	300,104		
一般管理費	2	864,774	
営業費用・一般管理費計		1,454,395	68.2
営業利益		677,745	31.8

営業外収益		427	0.0
営業外費用		1,751	0.1
経常利益		676,421	31.7
特別損失	3	110,862	5.2
税引前中間純利益		565,558	26.5
法人税,住民税及び事業税		277,186	13.0
法人税等調整額		72,687	3.4
中間純利益		361,060	16.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金				
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,184,237	8,293,357	8,603,357	8,603,357
当中間期変動額									
中間純利益	-	-	-	-	-	361,060	361,060	361,060	361,060
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	361,060	361,060	361,060	361,060
当中間期末残高	310,000	-	-	77,500	31,620	8,545,297	8,654,417	8,964,417	8,964,417

重要な会計方針

	第18期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	有価証券 売買目的有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却 方法	(1) 有形固定資産 リース資産以外の有形固定資産 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 9～18年 器具備品 5～15年 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異 発生の翌事業年度に一括費用処理しております。</p>
5. その他 財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)							
1. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む)	<table border="1"> <tr> <td>建物付属設備</td> <td>189,758千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>51,491千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>8,394千円</td> </tr> </table>	建物付属設備	189,758千円	器具備品	51,491千円	リース資産	8,394千円
建物付属設備	189,758千円						
器具備品	51,491千円						
リース資産	8,394千円						
2. 消費税等の取扱い	<p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。</p>						

(中間損益計算書関係)

第18期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日									
1. 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することとしております。当中間会計期間に、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われた調整額107,579千円は、損益計算書のその他営業収益に含まれております。									
2. 減価償却実施額	<table border="1"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>9,483千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>301千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>1,526千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	9,483千円	無形固定資産	301千円	リース資産	1,526千円		
有形固定資産	9,483千円								
無形固定資産	301千円								
リース資産	1,526千円								
3. 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	場所	用途	種類	減損損失(千円)				
場所	用途	種類	減損損失(千円)						

東京都港区	現本社	建物付属設備	95,541
-------	-----	--------	--------

当社は、平成26年9月26日開催の取締役会において、平成26年12月15日付での本社移転を決定致しました。

上記本社移転の意思決定に伴い、移転予定日以降、将来の使用が見込まれなくなったため、建物に付帯する資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として、特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額の算定は、使用価値によっており、移転予定時までの減価償却費相当額を使用価値としております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第18期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日				
発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）
普通株式	6,200			6,200

（リース取引）

第18期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	
所有権移転外ファイナンス・リース取引	
<p>リース資産の内容 社用車両であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「2.固定資産の減価償却方法」に記載の通りであります。</p>	

（金融商品関係）

第18期中間会計期間 自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日			
1. 金融商品の時価等に関する事項			
平成26年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。			
（単位：千円）			
	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	8,306,323	8,306,323	
(2)未収入金	381,765	381,765	
(3)未収委託者報酬	576,703	576,703	
(4)未払手数料	128,962	128,962	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金、(3) 未収委託者報酬及び、(4) 未払手数料

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(有価証券関係)

第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
売買目的の有価証券	
貸借対照表計上額	39,051千円
当事業年度の損益に含まれた評価差額	81千円

(資産除去債務関係)

第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
資産除去債務の総額の期中における増減はありません。	

(デリバティブ取引関係)

第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	

(セグメント情報等)

第18期中間会計期間末 (平成26年9月30日現在)	

（セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

（セグメント関連情報）

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

当社は単一セグメントのため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第18期中間会計期間

自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日

1株当たり純資産額 1,445,873円78銭

1株当たり中間純利益 58,235円51銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第18期中間会計期間	
自 平成26年4月 1日	
至 平成26年9月30日	
中間純利益（千円）	361,060
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式にかかる中間純利益（千円）	361,060
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第18期中間会計期間

自 平成26年4月 1日

至 平成26年9月30日

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成26年6月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 櫻井 雄一郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月19日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 丘本 正彦 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 櫻井 雄一郎 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続きの一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年 3月25日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 渉
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成26年8月21日から平成27年2月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステートストリート・ゴールドファンド（為替ヘッジあり）の平成27年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年8月21日から平成27年2月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（ ）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)